

保険診療による医科・歯科・調剤薬局などの自己負担分（医療費の3割）が対象です。

令和2年1月1日から

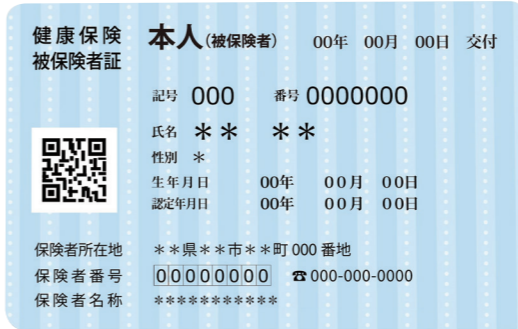
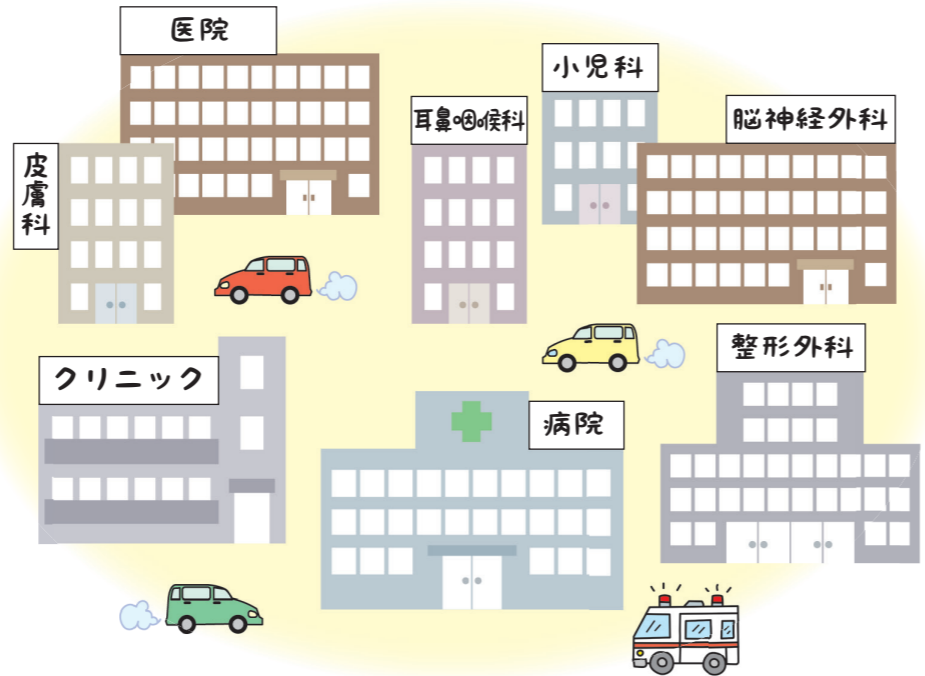
小・中学生（15歳誕生日後の最初の3月31日まで）の
通院医療費助成が始まります



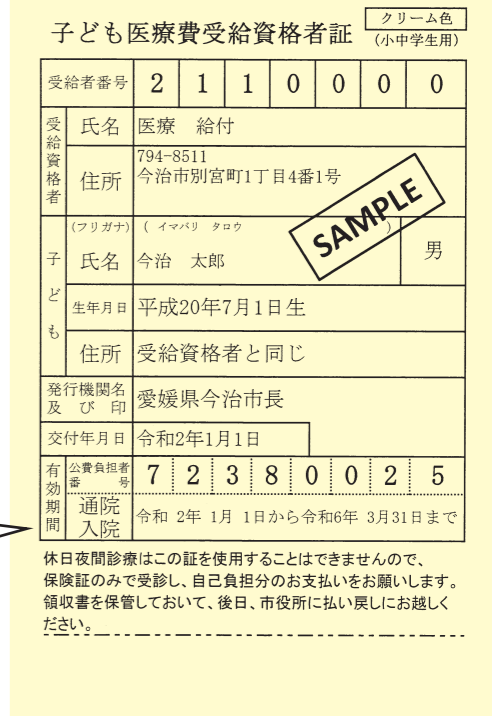
月曜日～土曜日 の通常診療時間（愛媛県内の医療機関）

子ども医療受給者証が、
使えるようになります

専門科ごとの多数の医療機関が開いています。



+



入院も使えるようになりました

休日小児科当番 や 夜間救急当番 の医療機関

子ども医療受給者証は使えません
受診の仕方はこれまでどおり、
保険証のみで受診してください



今治市の休日診療・夜間診療は医療機関の当番体制で支えられています。救急以外は、多数の医療機関が開いている通常診療時間での受診をお願いします。

子どもの急な病気などに
携帯電話・プッシュ回線の固定電話から
#8000 をご利用ください！
(愛媛県子ども医療電話相談)



看護師（必要に応じて小児科医）が家庭での応急対処の方法などを電話でアドバイスします。翌日まで待てそうな症状の場合は、翌日かかりつけ医を受診しましょう。

受付時間	平日	19時～翌朝8時
	土曜	13時～翌朝8時
	日・祝	8時～翌朝8時

受診が必要な場合は保険証のみで受診



自己負担額をこれまでどおり医療機関でお支払いください。領収書を失くさないよう保管をお願いします。

休日・夜間に受診した場合は、平日に調剤薬局に行ってもお支払いが必要です。

市役所に申請して
払い戻しを受けてください

- 受診した日から2年以内に、保険年金課または各支所住民サービス課まで払い戻しの手続きにお越しください。
- <お持ちいただくもの>
- 1 領収書
 - 2 子どもさんの保険証
 - 3 子ども医療受給資格者証
 - 4 保護者の認印（スタンプ式でないもの）
 - 5 保護者名義の通帳等（口座名義・番号がわかるもの）